

イギリス新型コロナウイルス審議会による イギリスのレジリエンスと準備体制についての報告書の紹介

概要

本稿は、イギリス新型コロナウイルス審議会(UK Covid-19 Inquiry)の委員長ヘザー・ハレット(Rt Hon Baroness Heather Hallett DBE)による、イギリスのレジリエンスと準備体制についての報告書の要約版「モジュール1 報告書：「簡潔な」要約——イギリスのレジリエンスと準備体制」の紹介である¹。この審議会は、イギリスにおける新型コロナウイルスパンデミックへの対応とパンデミックがもたらした影響を調査し、将来のための教訓を得ることを目的として2023年6月に始まった独立系公的審議会である。審議会の調査は複数のモジュールによって構成されており、本報告書はその最初の段階(Module 1)にあたる。パンデミックに対するイギリスのレジリエンスと準備体制に複数の問題があったことが指摘され、今後のよりよい対応のための提言がなされている。

イギリスのレジリエンスと準備体制

- 政治家はパンデミックをはじめとした緊急事態への備えにどの程度の資源を費やすべきかについて困難な選択を強いられる。
- しかしながら、イギリスのパンデミックに対する準備体制には様々な問題があった。よりよい準備が行われていれば、新型コロナウイルスパンデミックがもたらした深刻な財政的、経済的、人的損失のいくらかは避けられたはずである。
- 審議会が見出した主要な問題は以下の通りである。
 - インフルエンザ対策は計画されていたが、イギリスのレジリエンスと準備体制は今回発生した地球規模のパンデミックに対しては不適切だった。
 - 多くの組織が関与することになり、緊急事態対策が過度に複雑化した。
 - リスク評価アプローチに問題があり、リスク管理と対応が不適切になった。
 - 2011年に作られたイギリス政府のパンデミック戦略は時代遅れで柔軟性がな

¹ ‘Module 1 Report ‘In Brief’ summary – The resilience and preparedness of the United Kingdom’, 18 July 2024, <https://covid19.public-inquiry.uk/documents/module-1-in-brief-report/>. 要約元の報告書については次をみよ。‘Module 1 Report – The resilience and preparedness of the United Kingdom’, 18 July 2024, <https://covid19.public-inquiry.uk/documents/module-1-full-report/>. ウェブページの最終アクセス日はいずれも2024年12月2日である。

く、2020年のパンデミックに際して適用することは難しかった。

- 緊急事態対策は現存する不平等を十分に考慮していなかった。また、地方自治体とボランティアが適切に関与していなかった。
- 過去の緊急事態対策や感染爆発から十分に学べていなかった。
- 「検査・追跡・隔離」に役立つはずだったシステムに注意が向けられなかった。政策文書は時代遅れで、複雑過ぎる規則や手続きが含まれていた。
- 政府長官の多くは緊急事態に関する専門的訓練を受けておらず、幅広い科学的助言を受けることができなかった。また、与えられた助言に異議を唱えることも難しかった。
- 助言を与える専門家は異なる意見を表明する自由と自律性を欠いており、多様な視点が確保されなかった。結果として、専門家の助言はしばしば「集団思考」（同じ集団に属する人々の考えが似通ったものになってしまう現象）によって問題のあるものになっていた。

提言

- 以上の問題認識に基づいて、審議会はイギリスの緊急事態に対する準備体制を大幅に見直すよう勧告する。
- 以下の提言は、現実に実行され、イギリスの緊急事態対策を実際に変革することを目的としている。審議会は活動期間中その進捗の監視を続ける。
 - 緊急事態に対する準備体制とレジリエンスシステムの徹底的な簡略化、簡素化
 - 幅広いリスクを適切かつ包括的に評価できる新たなリスク評価アプローチ
 - 過去の教訓から学び、現存する不平等や脆弱性を考慮した戦略策定のための、イギリス全土を視野に入れた新たなアプローチ
 - 将来のパンデミックに備えたデータ収集、共有システムの改善
 - 少なくとも三年に一度のイギリス全土でのパンデミック対策演習の実施、およびその結果の公開
 - 外部専門家の招聘による「集団思考」の予防
 - 緊急事態への準備とレジリエンスシステムに関する報告書の定期的発行
 - システム全体的な準備体制と対応を請け負う、単一の独立した法的機関の設置（最重要事項）

（鈴木英仁 京都大学大学院文学研究科／日本学術振興会）